

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月9日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第21号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 非常勤職員の養育する子について、<u>保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>（継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</p> <p>第2条の3 条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 非常勤職員の養育する子について、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において保育を受けること又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けることを希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。